

## 議案第 3 号

**庄原市市民タクシー運行事業（乗合）における利用者運賃の改定（案）  
についての意見募集**

**1. 意見募集の背景**

庄原市市民タクシー運行事業\*（以下「市民タクシー」という。）者は、燃料費の高騰などの物価高騰などの影響により、運行経費が増加しています。

このような状況の中で、将来にわたり、安全、安心、安定、そして快適な輸送サービスを維持するため、今回の意見募集の対象となる市民タクシーにおける利用者運賃改定を検討しています。

※ 庄原市市民タクシー事業の概要は資料 2 のとおり

**2. 意見募集の実施地区**

|       |   |
|-------|---|
| 実施地区  | 別紙のとおり  |
| 事業種別  | 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）   |
| 運行事業者 | 実施地区により異なるが次のとおり<br>・ 日の出帝釈峽タクシー株式会社<br>庄原市東城町川西 471 番地 6、7 |
| 運行回数  | 週 2 回まで   |
| 運行日   | 実施地区により異なる  |

**3. 意見募集の目的**

市民タクシーは、道路運送法に基づく協議会「庄原市地域公共交通会議」の協議結果に基づき、協議運賃を設定しています。

市民タクシーは、地域にとって必要な移動手段として実施地区から、最寄りの医療機関及び商業施設への移動手段として、最初は平成 22 年 1 月から運行が開始され、その後実施地区が拡大され運行されています。

利用者は減少傾向の基調はありますが、近年の燃料費の高騰、運転士の不足に伴う確保難などにより、運行経費が増加しており、利用者運賃改定をもって運行の持続性を確保していくことが必要となっています。

この度、利用者運賃改定を行うにあたり、道路運送法第 9 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、市民、利用者および利害関係者の皆様に意見を募集するものです。

**4. 利用者運賃改定（案）、利用者運賃改定の理由**

利用者運賃（利用者 1 人当たりが負担する運賃のこと）の改定（案）は資料 3—3 のとお

りです。

利用者運賃の改定は、令和7年11月27日から国土交通省中国運輸局によるタクシー運賃（運行料金）改定に基づき、市民タクシーを運行する運行事業者から市民タクシーの利用者運賃を改定したいと自治振興区へ協議があったものです。

市民タクシーの運行料金は、利用者運賃、自治振興区負担（庄原市からの自治振興区への補助金）で構成されており、その負担は各者が相応の負担をすべきものと考えます。

よって、市民タクシーの利用者運賃は、自治振興区と運行事業者で協議し広島運輸支局へ届出するものであり、改定の背景を踏まえ両者で協議されたものです。

## 5. 今後の運賃改定の検討の流れ

道路運送法第9条第4項に基づき設置される運賃ワーキングにおいて、パブリックコメント等により把握した住民、利用者その他利害関係者の意見を踏まえて、運賃ワーキング（2月下旬を予定）での協議を行い、運賃改定の決議を行います。

運賃ワーキングでの協議が整えば、広島運輸支局への届出を経て4月から運賃改定の予定です。

## 7. 運賃改定日（案）

令和8年4月1日（水）

## 8. 意見募集期間

令和8年2月20日（金）から同年3月2日（月）17時15分まで

## 9. 意見の提出方法

意見提出書により以下の方法にて期限までに提出してください。

メール：chiikikoutsu@city.shobara.lg.jp

F A X：0824-72-3322

書面提出：本庁地域交通課地域交通係又は各支所地域振興室市民生活係

※提出いただいた個人情報（氏名等）につきましては、今回募集する意見を確認する必要がある場合のみ担当者で利用させていただき、公表はしません。

※意見募集結果の公表の際には、年代について、個人が特定されない形で意見とあわせて公表する場合があります。